

あなたとつなぐ
議会
しんじ

No.47 新 城 市 議 会
平成28年11月発行

9月定例会

特集「新庁舎建設が始まる」 「高校の統合が示される」	1・2
一般質問	3～9
議長のコナー	9
議案	10
議決結果と賛否	11・12
議案の討論	12 14
委員会インフォメーション	15 18
議会のルール	18
お知らせ	19

特集

新庁舎建設が始まる

市民体育館跡地で準備工事始まる
平成30年春には完成予定

新城市議会9月定例会で、新庁舎建設工事請負契約の締結が賛成多数で可決され、鹿島建設株式会社中部支店との正式な契約が結ばれました。市民体育館跡地ですでに準備工事が始まっており、年明けから本格的な工事に入ります。



建設地

住民投票から約1年

3月定例会で建設予算が議決

昨年5月に行われた住民投票の結果を受けて、市当局から、市道東新町桜淵線を現道のまま残し、東庁舎を活用し新庁舎の規模を縮小する案が示されました。

年明け早々、住民投票の全有権者に見直し基本設計案が郵送され、市民説明会を開催。2月には見直し基本設計が完了し、実施設計に着手することとなりました。

3月定例会では、住民投票の結果を踏まえ、建設予算30億円余（外構工事などを含む3カ年継続予算）が提案され、賛成多数で可決されました。



特集

高校の統合が示される

新城有教館高校として平成31年度開校

新城東高校は昭和47（1972）年に、新城高校から「普通科」を分離独立させて発足しました。すでに45年が経過し、その間、多くの卒業生を輩出し幾多の歴史を刻んできました。しかしな

がら、定員割れを起こす年があるなど、市内の若者が、豊橋、豊川など市外の高校に流出する傾向が強まり、生徒数の減少などが著しくなりました。新城高校の実業課程も同様です。



新庁舎北側（正面）



新庁舎南側

年度	スケジュール	新城高校校地	新城東高校校地	作手校舎
29・30		新城高校 1～3年生	新城東高校 1～3年生	新城東高校作手校舎 1～3年生
31	新城有教館高校開校 新城・新城東高校 (本校)募集停止	新城高校 2、3年生	新城東高校 2、3年生 新城有教館高校1年生 (新城東高校で学ぶ)	新城東高校作手校舎 1～3年生
32		新城高校 3年生 新城有教館高校1、2年生 (新城高校で学ぶ)	新城東高校 3年生	新城東高校作手校舎 1～3年生
33	新城・新城東高校 閉校	新城有教館高校1～3年生		新城有教館高校作手校舎 1～3年生 (2、3年生は新城東高校から転入)

これらの状況を受け、去る10月13日に、愛知県教育委員会（県教委）から、「県立新城東高等学校と県立新城高等学校との統合校について（構想）」が発表され、新城東高校の「普通科」の実績と新城高校の「専門学科」の実績を「総合学科（文理専門系）」として継承し、地域の将来を担う人材を育成する魅力ある学校を設置することが明らかとなりました。

校名を「新城有教館高校」とし、平成31年度に現新城高校（桜渕中野合併地）の地において開校されます。

移行措置として作手校舎は、平成32年度までは現行どおり新城東高校の校舎とし、新城東高校の閉校に伴い、平成33年度からは統合校の校舎とするとのこと。

県知事、県教育長に 意見書を提出

市議会では、今年6月定例会において「統合校に『普通科』の存続を求める意見書」を全会一致で可決し、正副議長、厚生文教委員長が県庁に直接出向き、県知事、県教育委員会教育長に対し意見書を提出し、議会としての意思を強く伝えてきました。

市内では、「普通科」の名称存続こそが流出に歯止めをかける必要条件だとの共通認識の下、新城・北設楽の市長村長および市教育委員会、各校PTA、同窓会など各方面からも要望活動が繰り広げられました。

より充実した教育内容に

結果として地元要望の「普通科」の名称存続はかないませんでした。

県教委からは、総合学科と普通科との併設では、総合学科単独と比べ教職員枠が5人少なくなるため、進路指導体制にも影

響が生じ、学校運営に支障が出てしまうとの説明でしたが、新城東高校の「普通科」の実績と新城高校の「専門学科」の実績を継承する趣旨の確認はできました。

「普通科」の名称はなくなりませんが、統合校には「理系」「文系」「英語系」の3系列が設置され、実質は従来の普通科をより充実した内容となります。

これまで、少子化に伴う生徒数の減少から、新城東、新城の両高校の統合が取りざたされてきましたが、県教委が今年2月、正式に両校の統合を発表したことから、広く知られるところとなりました。

こうした動きは、県教委が平成27年3月に策定した「県立高等学校教育推進基本計画（高等学校将来ビジョン）および今年2月に策定した「県立高等学校教育推進実施計画（第1期）」に基づくものです。県下すべての公立高校を対象にしており、両校の統合はその一環となります。

9月定例会では、13人の議員が一般質問に登壇し、市の見解を質問しました。
一般質問とは、議員個人の立場で質問するものです。



山崎祐一 議員

Q. 新城の教育の考えは

A. 地域とともに子どもを育てる

「新城」の教育論。次期学習指導要領に備えた抜本的な対応について以下伺う。

①部活動や地域スポーツで、オリンピック選手やプロ選手が育つ環境、プログラムが整備されているか。共育の視点での見解は。

②公的なスポーツ指導機関を設け、児童・生徒たちを地域スポーツで育成する考えはあるか。

③千郷小・中学校、こども園が隣接し、一貫教育を実践する絶好の条件である。千郷校区を対象に「教育特区」を取得するなど、一貫教育に取り組み考えはあるか。

教育長

①アスリートを養成する体制は整っていないが、生徒が成長できる素地を培うことができればと考える。

また、地域でスポーツを考える「共育部活動」が実現できればと思うが、課題が多く厳しい。

②地域の方々の人材活用を積極的に考え、今後のあり方を方向付ける。

③教育特区を取得した一貫教育に取り組み考えは今のところないが、千郷中学校では「学校連携仲間づくり」をテーマに千郷小学校や地域と連携しボランティアや防災活動を推進している。一貫教育で求める、子どもたちの健やかな成長や体力・運動能力・学力の向上が図られることを期待している。



そのほかの質問項目

・「新城」の女性論。その居住動向と特徴について

小野田直美 議員

Q. 災害時の避難所運営は

A. 女性や災害弱者の視点に立ち、必要な体制整理を図る

総務部長

南海トラフ地震が発生した際の避難所の役割について以下伺う。

①女性の視点に立った配慮を含めた運営と課題

②福祉避難所の課題

①避難所には、男女別の更衣室、下着など他人の目に触れられたくないものを干せる場所、周りの目を気にせずに授乳できるスペースが必要である。また、音までも配慮したトイレの設置を望む女性ならではの視点があることを認識しなければならぬ。このように、有事の際はもちろん、防災啓発活

動においても防災には女性の参画が必要であり、そうした雰囲気づくりや体制づくりに向けた啓発活動などの取り組みを日ごろからしていくことが課題と考える。



「はぐるまの会」による炊き出し訓練

②市内5施設に福祉避難所の指定を行っており、開設の際には入所が必要な方の人数や心身の健康状態、施設の被災状況などの情報を限られた人数で正確かつ迅速に収集する必要がある、そのための訓練が必要と考える。

また、安心した避難所運営をするため、関係者との情報共有および情報交換など、平常時から連携強化を図るとともに、必要な体制整備を図っていく。





村田康助 議員

Q. 世界新城アライアンス会議の方向性は

A. 各都市と連携し、市民参加と愛郷心の醸成につなげる

盟都市を訪れた際にサービスが受けられる「ニューキャッスルパスポート」の検討も行う。

② 行政機関の代表者中心の参加から、特に若者の市民参加に移ったことが大きな変化である。また、アライアンスの事務局がイギリスに置かれ、各都市間の情報共有の促進などにつながっている。

③ 本市と友好都市間との交流は、とりわけ若者が各国の若者と交流したことで若者議会設立に至った成果がある。本市以外の参加都市間交流は、国をまたぎ大学の授業がオンライン上で受講できるなど交流がさかんに行われている。

- 9月にカナダで開催される世界新城アライアンス会議は、第10回を迎える。以下同う。
- ① カナダ会議の内容は。
 - ② サミットからアライアンスに変わり改善した点は。
 - ③ アライアンス会議で生まれた新都市と友好都市間、本市以外の参加都市間の交流は。
 - ④ 次回の開催都市に関する新都市の考えは。

企画部長

① 各都市代表者会議と若者会議に分かれ、ワークショップによる議論を中心に行われる。また、加

- ④ 20周年記念となる2018年は、新都市で開催する旨をカナダ会議で受託し、これまでに以上に各都市との連携を深めていく。



そのほかの質問項目

・道路整備計画について



打桐厚史 議員

Q. 災害に対する体制は

A. さまざまな組織と連携し対応する

③ 人的支援は、災害ボランティアセンターが一括して対応し、全国市長会などを通じて行政職員の派遣要請をする。物資受入は、計画上東庁舎や各総合支所となっているが、その時に応じて可能な場所、最善の態勢を検討する。

消防長

① 消防本部独自のマニュアルに基づき、災害発生直後から最悪の事態を想定し訓練している。

② 応援が必要になった時は、愛知県が応援消防本部との調整を行い、迅速な応援出動ができるよう配慮がある。

③ 当消防本部では対応しきれない困難な災害が同時に多数発生した場合、全国の消防機関で構成する緊急消防援助隊の応援を求める。なお、応援部隊が使用する資機材や食料などは、基本的に応援側が準備する。

総務部長

① さまざまな訓練を実施し、今後も全職員が共通の危機管理意識が持てるよう努める。

② 情報を共有できる通信ネットワークで結ばれ、物資運送、救助、救急など連携する体制がある。





山口洋一 議員

Q.「山の日」の制定を契機とした新規イベントの計画は
A.年間を通して誘客を図る

ることなく、年間を通して地域の山岳や高原をPRし誘客を図っていききたい。



地域の84%の森林を持つ本市として、国民の祝日「山の日」について以下伺う。

- ① 祝日に呼応した催事を開催することの有効性は。
- ② 森林から受ける恵みと、林業家の生計樹立への市民理解を得る機会と思うがその考えは。
- ③ 「海フェスタ東三河」は、海を通して流域8市町村の連携を確認することができたが、山を通じた流域連携の可能性は。

産業振興部長

① 新規イベントを開催することは難しいが、「山の日」に限定す

② 山の日の趣旨に通じる活動として「市民参加の森づくり事業」「木トピア」を実施し、森づくりに対する理解を深めていただいている。直ちに「山の日」に併せて開催できるものではないが、今後調整していきたい。

③ 豊川水系における水利用や水資源の涵養など森林を有する重要性を再認識し、上流域と下流域との連携は欠かすことができない。山の日の制定を契機に、自然景観やレクリエーション機能、水資源などに関連する分野が一体となりその可能性を検討していくことが、今後の流域連携の実現には必要であると考ええる。

そのほかの質問項目

・住民不安を払しょくする環境行政の展望について



鈴木真澄 議員

Q.今後の地域医療の課題対応は
A.医療機関や介護関係者などと連携し対応

地域医療の課題について、以下伺う。

- ① 医師会に協力要請はしているか。していればその内容は。
- ② 医師会の考えを聞く機会は考えているか。
- ③ 新城市民病院との連携についての考えは。
- ④ 夜間診療所の検証はされているか、今後の方向は。
- ⑤ 看護師確保の対応は。

健康医療部長

① 在宅医療への参入、主治医・副主治医制の導入や訪問看護ステーションなどとの連携体制の強

化などに取り組んでいる。

② すでに医師会をはじめ、医療機関や介護関係者などから構成される検討会議を設置し、意見・考えを発言していただいた。

③ 病診連携の体制を整えることが必要であり、これは開業医不在時、緊急時などバックアップする役割でもある。

④ 今後、人口減少、少子高齢化に伴う利用形態の変化や訪問看護で主治医をしていたり開業医の夜間対応による負担増など影響が予想されるが、できる限り現状の状態を維持していくよう努める。

⑤ 訪問看護希望者への急増に対応するため、臨時看護師の採用、来年度から2人の増員を予定するなど計画的に看護師確保を図っていく。

再質問

地域包括ケアを今後どう進めるか。

市長

北設楽地域との医療統合を深めていく。また、訪問看護ステーションでは、広範囲にわたる移動距離をカバーできる体制づくりや人材確保に全力を挙げていかなければならないと思っている。



柴田賢治郎 議員

Q. 新庁舎建設で、現計画以外を計画することは可能か

A. 変更する考えはない

住民投票の結果を踏まえた新庁舎見直し基本計画が策定され、前に進むという段階で、事業の凍結を求める請願書が提出された。以下伺う。

① 現計画以外で合併特例債を利用した庁舎建設は可能か。

② 庁舎建設について今まで議論を重ねてきた。これを否定するような提案の調査検討を市として実施する可能性はあり得るか。

③ 今回も、凍結を訴えた議員が最後には逃げ出し、声を上げた市民の思いが届かない状況が生じると懸念する。そのリスクを踏まえた庁舎建設をどのように進めるか。

総務部理事

① 現計画は住民投票の結果を踏まえたもので、別の新しい計画を市が提案するのであれば、改めて全市民の意思を確認しなければならぬ。合併特例債の適用期限である平成32年度末までに基本構想から実施設計、建設工事まで進めなくてはならず、物理的にも不可能である。

② 多くの市民参加、市民意見、まちづくり三法などの法的整理、議会での議論を経て、さらに住民投票の結果を踏まえ決定した現計画の重みから、市として現計画以外の計画を検討する考えはない。

③ 議員の発言や活動に言及することはできないが、本定例会で工事請負契約締結の議案を議決いただいた後は、防災の拠点となる庁舎を早期に完成させるよう努める。



加藤芳夫 議員

Q. 今後の消防体制のあり方は

A. 消防団を中核とした地域防災力の充実強化、魅力的な消防団のPRが必要

当市と北設楽地域は、急速な人口減少、若者減少が著しく見受けられ近い将来、常備消防や消防団員確保が一段と難しくなる。市民の安心安全を守る消防団や常備消防が今後脆弱になることを鑑み以下伺う。

① 現在の広域消防力、新城以北の広域消防、消防団員確保、進展するための組織、人員体制ビジョンについて。



② 東三河広域連携の今後の模索（必要性と可能性）について。
③ 近年の市街地火災から鑑み木造密集地域の安心安全の対策について。

消防長

① 今年度、設楽・東栄分署の増員により、火災発生時に早期対応ができるようになった。また、新東名対応として組織力の充実を図っている。組織と人員体制ビジョンは、人口減少に対応できる組織をつくることである。

② 平成19年度に関係5消防本部で可能性の検討を行ったが、時期尚早となった。広域連携のメリットも多いことから、東三河全体の機運が高まれば検討していきたい。

③ 木造建物火災は火の回りが早いため、地元消防団との連携強化が不可欠。密集地域では、全ての住宅における火災予防が重要であり、住宅防火を推進している。今後とも防火の啓発、指導、訓練を行っていく。

そのほかの質問項目

・ 高校統合による跡地利用と庁舎建設事業について



鈴木達雄 議員

Q.大河ドラマを生かした観光振興について

A.市内ゆかりの地を生かしたPRにより新たな誘客の起爆剤として観光振興につなげていきたい

NHK大河ドラマ「おんな城主直虎」の舞台は、本市にもゆかりの地は多い。この機会を最大限にとらえ観光振興につなげる動きを始めたところであるが、以下伺う。

- ① 具体的な取り組みは。
- ② 本市観光への波及効果をどう見込んでいるか。
- ③ 「動きが遅い」ことを指摘されている市のスタートであったと思うが、今後の観光行政に生かすべき教訓があるのでは。

産業振興部長

① PRするのぼり旗の製作・設置、パンフレットの作成、雑誌な

どへの広告掲載、ボランティアガイドの養成、ガイドツアー開催、奥浜名湖地域との連携による「ゆかりの地スタンプラリー」の実施などを予定している。



② 本市は主な舞台となる浜松市井伊谷地区から車で約30分の距離にある。ゆかりの地も数あることから井伊谷地区への来訪に併せて足を延ばしていただけることを期待している。旅行会社への売込みなどで観光関連産業への波及効果の拡大を図る。

③ 事前の情報を得るのが遅れ、新聞報道や地域での活動が先行した後追いで取り組み開始となった。さまざまな方面にアンテナを広げ情報収集、特に先取りに力を入れ事業化のタイミングを逃すことのないよう努めていく。

そのほかの質問項目

・文化財行政のあり方について



白井倫啓 議員

Q.湯谷温泉での木質バイオマス加温配湯施設の検討状況は

A.本年度内に諸課題を考慮して最終判断をする

木質バイオマスの活用について以下伺う。

- ① 湯谷温泉における加温配湯施設の検討状況は。
- ② 大規模発電施設について、3月定例会で木質バイオマス発電を視野に入れて検討する旨の発言があったが、その後の検討状況は。

産業振興部長

① 年度内を用途に初期投資、燃料調達、環境負荷などの課題を考慮しながら最終判断を考慮している。加温施設の燃料については、関係部署や地域おこし協力隊員とも調査を行い、チップまたは薪を

中心に検討している。
また、燃料調達ルートや中間処理施設建設の有無なども製材業者や森林組合などと協議を重ねている。

② 大規模発電施設の最大の課題は、資源を安価で安定的に確保することである。参考にした津軽の会社でも年間の木材必要量はホルツ三河の年間取扱量の約3倍にもなる。また、木材の買取価格が非常に安価であり、同様の金額では森林所有者に還元できない。

さらに、豊橋での都市ガス事業者の大規模バイオマス発電計画があり、今後、木材資源の不足が予想されるなどの状況からこの地域での大規模バイオマス発電の新設・運営は大変難しく事実上不可能と考えている。



そのほかの質問項目

・新東名高速バス運行について
・職員の業務の効率化について



浅尾洋平 議員

- Q.** 愛知県が、平成37年度に新城市、設楽町、東栄町、豊根村地域の入院ベッド数を現在の半数にする計画について、市の認識は
- A.** 病床を削減するための計画ではなく、今後の医療を施設中心から在宅重視へ転換するものと考えている

の変化を見込んで、団塊の世代の方々が75歳以上となり、医療や介護が大幅な需要増となる平成37年に必要な病床数を推計することで医療関係者が情報を共有し、協議して将来あるべき医療体制を実現することを趣旨に策定するものである。

このことは、国がこれまでの施設中心から在宅を重視する方向転換を図っていることの影響と思われる。

市も、在宅医療の比率が高くなることを考え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活ができるよう取り組んでいる。



そのほかの質問項目

- 市会議員の質問権の自由について

- 新庁舎建設の契約問題について
- 市内八名地区の産廃施設から漏れる悪臭・汚水対策について

健康医療部長

今年8月、「愛知県地域医療構想案」で、県は、人口減少、少子高齢化の中で平成37年度における新たな地域医療体制を公表した。

県は、東三河北部構想区域（新城市、設楽町、東栄町、豊根村）の入院ベッド数を、平成28年現在537床あるものを平成37年度には267床の半数に削減する方針である。この県の計画に対する市の認識は。

県の話では、構想案は病床を削減するために作成したものでなく、今後の人口構造、医療、疾病

丸山隆弘 議員

- Q.** 国保事業の財政運営責任が県へ移行することのメリットは
- A.** 国保制度の安定化と、良質な医療の効率的な提供が期待される

体制の両方を見ながら、地域医療の充実を図り、良質な医療が効率的に提供されることが期待される。県の主な役割は、①安定的な財政運営や国保運営方針を定め、市町村が担う事務の広域化や効率化を推進すること。

② 財政運営の責任主体として、新たに特別会計を設け、市町村分の医療給付費などについて支出し、財源を国や県からの公費、市町村からの国保事業費納付金で賄うこと。

③ 市町村ごとに納付金額を決定し、標準保険料率を示すことなどである。

国民健康保険事業について、法律の改正により財政支援の拡充が行われ、財政運営責任の県への移行など大きな改革が起きようとしている。そこで県の中心的運営によるメリットと、県と市それぞれの役割を伺う。

健康医療部長

今回の改革のメリットは、県が国保の事業運営において中心的な役割を担うことで、国保制度の安定化を図るものである。また、地域医療構想の策定主体である県が国保の財政運営の責任主体となることにより、医療保険と医療提供

そのほかの質問項目

- 市民サービス向上への取り組み



※DMOとは、観光物件、自然、食など地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人のこと。奥三河DMO整備連携推進事業は、奥三河の観光業の振興を図り、次年度にかけて高速バスによる誘客促進などが検討される予定。

「新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一つとして位置づけ、その役割としては、新城市に住みながら、



総務部長

愛知県の※奥三河DMO整備連携推進事業と本市が7月から運行している新城〜名古屋間高速バス「山の湊号」との位置づけとその役割、現状分析と今後の展望について伺う。



滝川健司 議員

Q.「山の湊号」の今後の展望は

A. 利便性を図るため、パーク&ライドや回数券導入などを検討中

名古屋へ通勤・通学できる環境を整備し、定住人口の確保につなげ、若者が住むことによる活力あるまちづくり、また名古屋からの観光客などによる交流人口の増加施策として、先駆的に実施するものがある。

現状分析としては、7月1日から8月末までの乗車実績は、お試し乗車期間を除き、延べ1199人で、1便当たりの平均乗車人員は41人という状況である。

利用者アンケートでは、「満足している」もしくは「やや満足している」と回答された方が約85%で、高評価をいただいている。

運行開始当初は無料期間もあったことから市内の方の利用がほとんどであったが、名古屋市や日進市、長久手市などからの利用が少しずつ増えてきている。

今後の展望については、利用者の利便性を図るため、「もつくる新城」周辺と、旧消防署跡地の一部をパーク&ライド駐車場として、現在調整中であり、回数券についても平成29年1月からの導入に向けて調整しているところである。

そのほかの質問項目

・岡野薫子児童文学作品について

議長のコーナー

議長・下江洋行

昨年11月13日に、議長職を拝命してから、1年が経過しました。

新年を迎えて間もなく、待望久しかった新東名高速道路が2月13日に開通したことは、新城市にとって、最も

画期的な出来事でありました。住民生活や経済活動の基盤としての公共インフラである、高速道路網の整備が、まち・ひと・しごと地方創生事業が実施されるタイミングと一致したことは、大変大きなインパクトであり、他の地域ではなかなか有り得ないことと言ってもいいでしょう。このような大事な時であるからこそ、議員各位が、地域振興策、都市計画、少子高齢化対策、教育・子育て、防災減災対策などについて、積極的に一般質問でとりあげるとともに、常任委員会単位での政策提言に取り組んでくれたものと感謝しております。

残り約1年の任期は、次なる第2次総合計画の策定年度ともなります。世代のリレーができるまちづくりのための政策づくりに、所管委員会ごとに、さらに活発な調査研究活動に努めながら、住民自治の根幹である議会活動にまい進いたします。

市民の皆さまには、引き続き、議会活動に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。



知事へ陳情書を提出する様子

主な議案の内容

市議会9月定例会は8月30日から9月16日までの18日間の会期で開かれました。

この定例会では、条例の一部改正や補正予算など、市長提出51件と請願1件が上程され慎重審議を行いました。

決まりました!!

平成28年度 一般会計補正予算

●千郷西こども園駐車場の整備

駐車場が不足し路上駐車での送迎が生じているため、近隣の農地などを賃貸借し駐車場を確保します。

●防犯カメラ設置費補助金

街頭犯罪の抑止を図るため、防犯カメラの設置を推進します。

●自治体観光PR経費

東京スカイツリーでプロモーション活動を行い、世界各国、日本全国に向けて新城市のPRを行います。

●観光ガイドブックの増刷

東京スカイツリーや東名高速道路SAなどでの観光PRイベントをはじめ、市内施設、店舗などで観光ガイドブックを配布するため5万部増刷します。これにより、「観光のまち新城」の認知度向上、さらなる誘客の促進と市内観光の周遊性を図ります。

●大河ドラマ観光PR事業の経費

平成29年1月から大河ドラマ「おんな城主直虎」が放映されます。市内にも「井伊家ゆかりの地」があり、大河ドラマを生かした観光事業を展開し、新たな観光の流れを創出します。

●山村交流施設図書室の整備

平成29年4月、作手山村交流施設に図書室を開館します。図書貸出についてのシステムの導入や図書購入基金を活用した図書約3,000冊を購入します。



工事請負契約の締結

新庁舎本館工事および新庁舎敷地外構工事を施工するため、免震構造4階建て、約30億円で鹿島建設株式会社中部支店と締結します。

財産の取得

教員が学校事務を進めるため、ノートパソコン290台、16,489,980円で購入します。



財産の取得

新設する作手小学校の収納棚、児童用机や椅子、実験台や作業台、カウンターなどの什器類を23,652,000円で購入します。



※イメージ

新城市農業委員会の委員及び新城市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定

農業委員の定数を12人、農地利用最適化推進委員の定数を17人と定めました。



※イメージ

議案とは、議会の議決を経て、市または議会の意見を決定するため、長または議員もしくは委員会が、議会に提出する案件のことです。

議 決 結 果 一 覧

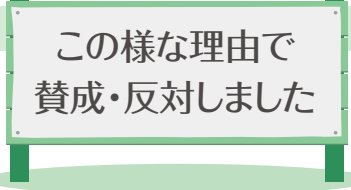
議案番号	議 案 名	議決年月日	審議結果
報告9	専決処分事項の報告（和解及び損害賠償の額の決定）	28・8・30	報告
報告10	専決処分事項の報告（和解及び損害賠償の額の決定）	〃	〃
報告11	専決処分事項の報告（和解及び損害賠償の額の決定）	〃	〃
報告12	専決処分事項の報告（和解及び損害賠償の額の決定）	〃	〃
報告13	平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告	〃	〃
報告14	新城市土地開発基金運用状況	〃	〃
報告15	公益財団法人農林業公社しんしろの経営状況	〃	〃
報告16	有限会社つくで手作り村の経営状況	〃	〃
報告17	新城市土地開発公社の経営状況	〃	〃
報告18	平成27年度新城市一般会計予算の継続費に係る精算報告書	〃	〃
122	新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正	28・9・16	原案可決
123	新城市農業委員会の委員及び新城市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定	〃	〃
124	平成28年度新城市一般会計補正予算（第2号）	〃	〃
125	平成28年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
126	平成28年度新城市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
127	平成28年度新城市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
128	平成28年度新城市下水道事業会計補正予算（第1号）	〃	〃
129	平成27年度新城市一般会計決算認定	〃	認定
130	平成27年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定	〃	〃
131	平成27年度新城市後期高齢者医療特別会計決算認定	〃	〃
132	平成27年度新城市介護保険事業特別会計決算認定	〃	〃
133	平成27年度新城市国民健康保険診療所特別会計決算認定	〃	〃
134	平成27年度新城市簡易水道事業特別会計決算認定	〃	〃
135	平成27年度新城市農業集落排水事業特別会計決算認定	〃	〃
136	平成27年度新城市公共下水道事業特別会計決算認定	〃	〃
137	平成27年度新城市地域下水道事業特別会計決算認定	〃	〃
138	平成27年度新城市宅地造成事業特別会計決算認定	〃	〃
139	平成27年度新城市千郷財産区特別会計決算認定	〃	〃
140	平成27年度新城市東郷財産区特別会計決算認定	〃	〃
141	平成27年度新城市塩沢組財産区特別会計決算認定	〃	〃
142	平成27年度新城市鳥原組財産区特別会計決算認定	〃	〃
143	平成27年度新城市吉川組財産区特別会計決算認定	〃	〃
144	平成27年度新城市吉川上組財産区特別会計決算認定	〃	〃
145	平成27年度新城市小畑財産区特別会計決算認定	〃	〃
146	平成27年度新城市中宇利財産区特別会計決算認定	〃	〃
147	平成27年度新城市富岡財産区特別会計決算認定	〃	〃
148	平成27年度新城市黒田財産区特別会計決算認定	〃	〃
149	平成27年度新城市庭野財産区特別会計決算認定	〃	〃
150	平成27年度新城市一畝田財産区特別会計決算認定	〃	〃
151	平成27年度新城市八名井財産区特別会計決算認定	〃	〃
152	平成27年度新城市吉川上林組財産区特別会計決算認定	〃	〃
153	平成27年度新城市長篠財産区特別会計決算認定	〃	〃
154	平成27年度新城市大野財産区特別会計決算認定	〃	〃
155	平成27年度新城市七郷財産区特別会計決算認定	〃	〃
156	平成27年度新城市川合池場財産区特別会計決算認定	〃	〃
157	平成27年度新城市海老財産区特別会計決算認定	〃	〃
158	平成27年度新城市山吉田財産区特別会計決算認定	〃	〃
159	平成27年度新城市作手財産区特別会計決算認定	〃	〃
160	平成27年度新城市新城市民病院事業会計決算認定	〃	〃
161	平成27年度新城市水道事業会計決算認定	〃	〃
162	平成27年度新城市工業用水道事業会計決算認定	〃	〃
163	工事請負契約の締結	〃	原案可決
164	市有財産の無償譲渡	〃	〃
165	財産の取得	〃	〃
166	財産の取得	〃	〃
167	訴えの提起	〃	〃
168	新城市公平委員会委員の選任	〃	同意
169	新城市教育委員会委員の任命	〃	〃
170	新城市山吉田財産区管理委員会委員の選任	〃	〃
171	人権擁護委員の候補者の推薦	〃	異議なし
172	東三河広域連合規約の変更	〃	原案可決
請願1	愛知県立新城東高等学校と同新城高校の統合による跡地の利活用に関する請願書	〃	不採択

議案賛否

議案番号	議案名	議決結果	合計		議員名																
			賛成	反対	浅尾洋平	柴田賢治郎	打桐厚史	小野田直美	山崎祐一	村田康助	山口洋一	下江洋行	白井倫啓	長田共永	鈴木達雄	滝川健司	中西宏彰	丸山隆弘	鈴木眞澄	加藤芳夫	菊地勝昭
123	新城市農業委員会の委員及び新城市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定	原案可決	15	1	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
129	平成27年度新城市一般会計決算認定	原案可決	13	3	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
130	平成27年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定	原案可決	14	2	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
163	工事請負契約の締結	原案可決	13	3	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
166	財産の取得	原案可決	15	1	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
169	新城市教育委員会委員の任命	原案可決	15	1	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
172	東三河広域連合規約の変更	原案可決	13	3	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
請願第1号	愛知県立新城東高等学校と同新城高校の統合による跡地の利活用に関する請願書	不採択	3	13	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×		

議長は議決に加わらない

※○は賛成、×は反対、賛否については各議員からの報告をもとに公表します。



主な議案の討論

決算

●第129号議案

平成27年度 新城市一般会計決算認定

(賛成多数により可決)

白井 倫啓 議員

反対

平成27年度は、勢いがなかった。総合戦略では、新東名高速バスが具体的に進んだが、その予算の使い方が心配だ。地方創生は、いかに効率的に政策をつくり、国から支援を受けていくかである。

ほかにも多くの問題を抱え、決算を見ると次の政策が導きだされていない。これを明らかにした上で決算認定を行うべきだと考え、反対する。

そのほかの討論者

反対討論 ● 浅尾洋平議員

山口 洋一 議員

賛成

平成27年度は合併10周年の節目の年であり、新しい産業、観光振興がスタートした。庁舎問題、作手小学校の建設などの進展、女性議会の実践、さらには地域創生では成果を発揮できた。また、財政力指数、プライマリーバランスも向上している。

監査委員の意見書を真摯に受けとめ、さらなる市民サービスにまい進されることがうかがえることから認定すべきと判断し、賛成する。

そのほかの討論者

賛成討論 ● 山崎祐一議員

決算 ……………

●第130号議案

平成27年度 新城市国民健康保険事業特別会計決算認定

(賛成多数により可決)

浅尾 洋平議員

反対

今まで新城市の国保税は高すぎる、一人当たり1万円の引き下げを市当局に訴えてきたが、全く応えてもらえなかった。平成27年度の決算の質疑を通して、市当局の認識は同じだと判断し、反対する。

そのほかの討論者

反対討論 ● 白井倫啓議員

鈴木 眞澄議員

賛成

前年度より現年度分収納率は0.3%上昇し、滞納額は3.6%、不納欠損額は27%減少し、収納率向上対策にも力が注がれている。本決算は必要不可欠な経費に対し、基金の積み立てを行い、適正な運営がなされていることから賛成する。

そのほかの討論者

賛成討論 ● 山崎祐一議員

●第163号議案

工事請負契約の締結

新庁舎本体工事および新庁舎敷地外構工事を施行するための議案。(賛成多数により可決)

加藤 芳夫議員

反対

①消費税増税が据え置かれる②新庁舎への引っ越しをゴールデンウィークに行う必要はない③契約後でない住民説明会に業者は来てくれないというが、説明は職員で十分行える④構造認定や確認申請がおりた後に契約するべきである。以上、9月定例会での契約する理由が見当たらないと考え、反対する。

そのほかの討論者

反対討論 ● 白井倫啓議員、浅尾洋平議員

柴田 賢治郎議員

賛成

本議案は、庁舎建設という50年に1度の大型公共事業であり、財源についても今議会、前議会で合併特例債を活用する庁舎として慎重に議論を重ねてきた。また、住民投票の結果を最大限尊重した現計画を執行すること。市民への影響が少ないゴールデンウィークに引っ越しをする理由を含め賛成する。

そのほかの討論者

賛成討論 ● 山崎祐一議員、村田康助議員

●第166号議案

財産の取得

新設する作手小学校の什器類を購入する議案。

(賛成多数により可決)

浅尾 洋平議員

反対

入札方法は一括購入で、学校の什器231個、2,365万円分と金額が大きいにも関わらず、椅子一脚がいくら分からない。単純計算で、什器1個あたり10万円を超える。

現場で使い勝手がいいものなのかも分からないこともあり、そのような購入の仕方は説明責任が果たせないと考え、反対する。

長田 共永議員

賛成

作手小学校南校舎、北校舎にある備品の中で使えるものは使い、その上で不足するものを充実させる。入札は什器全て指定されており、搬入・組み立て・施工費を含めた額を一般競争入札するもので、額は予定価格を下回っている。

よりよい環境で子どもたちの教育を推進していくためにも必要であると判断し、賛成する。

●第172号議案

東三河広域連合規約の変更

(賛成多数により可決)

白井 倫啓議員

反対

東三河広域連合が総合戦略まで踏み込むと、自治体独自の政策に影響を及ぼし、新都市の自主性はかなり制限されると心配する。また、連合発足から数年での規約変更は時期尚早だ。

新都市の自立を議会、市長が覚悟し市民に示すこと、そして自治を市民の間に定着していくこと、この前提があってこの議論をすべきだと考え、反対する。

そのほかの討論者

反対討論 ● 浅尾洋平議員

山崎 祐一議員

賛成

地方版総合戦略は、広域連合内での協議により取り組むべきと結論に達し、昨年大臣に要望した。結果、広域連合が総合戦略を作成できるよう一部改正が行われた。

規約改正は、8市町村議会の議決が必要である。市町村の総合戦略の内容にかぶらないよう配慮し、構成市町村に悪影響を与えることなど考えられないと判断し、賛成する。

そのほかの討論者

賛成討論 ● 村田康助議員

請願

●平成28年請願第1号

愛知県立新城東高等学校と同新城高校の統合による跡地の利活用に関する請願書

- ・請願団体：新城希望都市をめざす若者の会
- ・紹介議員：浅尾洋平議員、白井倫啓議員
- ・請願事項：新庁舎計画を凍結し、新城東高等学校と新城高等学校が統合され両校どちらかの移転が決まった場合、跡地を利用し新庁舎を建設する。

(賛成少数により不採択)

菊地 勝昭議員

反対

高校統合による跡地の利活用に関する内容の要旨は、市民誰もが望み異論はないが、請願内容は新庁舎建設計画を一時凍結し、新庁舎建設も含め再検討を求めるものである。

現計画は、合併特例債など後年度負担の少ない市債を活用している。公共施設は50年、60年と長い間使う建物で、それを使う人全員で負担していくためには、将来世代に負担をかけるということはないと考え、反対する。

そのほかの討論者

反対討論 ● 柴田賢治郎議員、山崎祐一議員

浅尾 洋平議員

賛成

①市民が独自に考えた案で、賛同署名が1,000人を越えた②統廃合後の施設の利活用ができる③新庁舎建設の国による構造認可がおりるまで時間があり、その間検討できる④合併特例債や市街化調整区域の問題は行政や議会の検討課題であり、今は請願を受け入れることが大事である⑤消防防災センター沿いで、災害時に新城を守る拠点となる。以上、財政上の負担軽減につながり、地域活性化のアイデアが出る可能性もあると思い、賛成する。

そのほかの討論者

賛成討論 ● 白井倫啓議員、加藤芳夫議員



委員会とは、議会の内部組織として、本会議における審議の予備的審査調査機関として設置される審議機関のことです。

厚生文教委員会

委員 ● 山崎祐一、小野田直美、浅尾洋平、長田共永、鈴木達雄、鈴木眞澄

9月定例会

9月8日に議案4件を審査しました。うち新築した作手小学校の校長室や職員室に配備する収納棚および書架などの購入に関する議案について反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。公民館の地元移管、学校用ノ

トパソコンの買い替え、市民病院駐車場の放置自動車処理に関する3議案については、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

私学助成の拡大などを求める関連陳情3件については、代表を招いて趣旨などの説明を受けた結果、いずれも「趣旨採択」すべきものと決しました。

国民健康保険税 1万円余の引き下げ

課税方式を大きく見直した国民健康保険事業の平成27年度特別会計の決算認定が9月定例会で行われ、賛成多数で認定されました。

平成30年度から、運営主体が市町村から都道府県に移管されるのを見据えて、賦課方式を今までの4方式から資産割を廃止し、3方式に切り替えたものです。その結果、平成28年度から税率の見直しを含め、平均1万6百円余の引き下げが実現しました。



平成29年度予算への要望

●「学校予算」に重点配分を

本委員会分野では、福祉と教育分野に関する28項目70事業について、平成29年度予算編成に向けた要望を行いました。両分野で総予算額のおよそ3分の2を占め、市民生活と直結するものも多くあります。

急テンポで進む少子高齢化による人口減少を踏まえ、よりの確な対応を求め、特に老朽化した学校施設の早期改修、教育機器類の充実、さらに障害者福祉などを強く要望しました。

平成32年度から次期学習指導要領が完全実施されますので、英語教育の充実強化とともにICT教育の環境整備、さらに小中(高)の連携・一貫教育がますます重要になります。

高齢化関連では、地域包括ケアシステム(支援体制)の強化として、拠点施設の整備とともに市民周知の徹底、訪問看護ステーションの増設・充実、医師会との連携強化などを提案し、積極的な対応を求めました。障害者福祉の充実には言うまでもありません。

閉会中も部会活動

本委員会は閉会中も適宜、部会を開き、当面する課題について担当者との意見交換したり、団体の代表から事情を聴取したりして、活動を続けています。これまで包括ケア、ミニ・デイサービス、小中学校施設の状況確認などを行いました。



議会のルール



議員の発言権？ 議長(委員長)の権限？

議員の発言権は、一般質問、質疑、討論など、それぞれの一定の枠内において認められています。また、一定の枠内といえども会議規則に定める「発言内容の制限」は遵守しなければなりません。

会議規則第55条「発言内容の制限」(委員会は第109条)には、①発言は、すべて簡明にするものとして、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならない。②議長(委員長)は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。③議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができないとされています。

議長(委員長)には、会議規則において議事整理上、秩序保持上の権限が付与されており、議員が議長(委員長)の指示に従わない場合は、権限を行使する場合も当然あります。

発言するには通告書を提出

秩序ある議会運営とするため、本会議や委員会で議員が発言する場合には、発言要旨を記載した発言通告書を提出することが基本となっています。

会議規則第50条「発言の許可等」には、①発言は、すべて議長の許可を得た後にしなければならないとされ、会議規則第51条「発言の通告及び順序」には、①会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならないとされています。

発言通告書の内容は議会運営委員会において事実関係や内容の誤りなどの確認が行われます。場合によっては、議長名で当該議員に補正の助言を行うこともあります。このことは、極力、議員の発言を認めてあげたいがための事実上の便宜行為として認められているものです。

当該議員がその助言に従わない場合は、本会議(委員会)において議長(委員長)の議事整理権を行使することになります。

議会運営委員会

委員 ●丸山隆弘、小野田直美、山崎祐一、村田康助、
山口洋一、滝川健司

議会のICT化と タブレット導入

議会運営委員会では、これまで市議会ICT化推進の視察調査を行い、タブレット端末導入の有効性を調査してきました。

7月27日、名古屋市内で、全国的に議会導入実績のある事業者による研修セミナーが開催されたため、議会運営委員会と正副議長が

参加し、今後の具体化に向けた効果や課題について研修しました。

県内では安城市議会がこのシステムを採用・導入しており、利用状況の説明を事業者から受けました。議会内からは、「常にタブレットを持って活動できる環境を整えたことで、全議員が早く操作になった」「議会開催中は、審議中の資料や書類の該当ページが自動で表示されるので、探す手間が不要」「地域の会合でタブレットにより

資料の提示ができるので、市民理解を深めることができる」などの声があるとのことでした。

膨大な紙ベースの資料に付箋を貼る時代から、ICT活用の瞬時に検索して議論を深める体制づくり、地域住民への議会出前活動における有効な効果を確認することができました。同時に、導入における執行部との関係性、初期投資費用や運転費用(管理費用)、庁外活用に伴うセキュリティポリシーなどの課題も見えてきました。今後、実際に運用している先進議会の状況を調査する必要があります。

たわれています。来るべき導入時期を明確化し、その時期を目標とした検討が必要と考えられます。



